

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年8月27日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻巻崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
水産物	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウゲイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域。
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	スズキ
	ヒガシフグ	ヒガシフグ
	ヒラメ	ヒラメ
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県の大川(支流を含む。)及び同県の北上川(支流を含む。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県の大川(支流を含む。)及び同県の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域。
	クマの肉	全域。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	イシガレイ
	コモンスベ	コモンスベ
	シロメバツ	シロメバツ
	スズキ	スズキ
	ニベ	ニベ
	ヒラメ	ヒラメ
肉	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	日立市、土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	日光市、那須塩原市
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんよう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	ウゲイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	渋川市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月27日現在

		出荷制限			
		青森県	岩手県	宮城県	茨城県
原乳	—	—	—	—	H23.3.23~4.10解除: 全域
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ カキナ シュンギク、 チングンサイ、 サンチュ	— — — —	— — — —	— — — —	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市 H23.3.21~4.17解除: 全域
パセリ セルリー	— —	— —	— —	— —	H23.3.23~4.17解除: 全域 —
キノコ類(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
タケノコ	—	H24.5.31~: 一関市、奥州市	H24.5.1~: 白石市、丸森町	H24.4.6~: 瑞浪市、小鹿玉市、つくばみらい市 石岡市、鹿嶼郡、取手市、守谷市、 H24.4.13~: 宮崎市、利根町 H24.4.19~: ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.26~: 北茨城市、大洗町	H24.4.6~: 瑞浪市、小鹿玉市、つくばみらい市 石岡市、鹿嶼郡、取手市、守谷市、 利根町、利根町 H24.4.19~: ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.26~: 北茨城市、大洗町
原木シタケ(露地栽培)	—	H24.4.13~: 隆前高田市、住田町 H24.4.20~: 大船渡市 H24.4.25~: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10~: 盛岡市	H24.1.16~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.3.15~: 真庭町 H24.4.5~: 村田町 H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12~: 粟原市 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~: 大崎市 H24.4.25~: 釜石市、東松島市 H24.4.27~: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9~: 色麻町 H24.5.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大衡村	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小鹿玉市 H23.11.10~: 宮城町、阿見町 H24.4.6~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小鹿玉市 H23.11.10~: 宮城町
野菜	—				
原木シタケ(施設栽培)	—	—	—	—	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 宮城町
原木クリタケ(露地栽培)	—	—	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)	—	—	—	—	—
くさでつ(こごみ)	—	—	H24.4.27~: 大崎市、粟原市 H24.5.2~: 加美町 H24.5.9~: 気仙沼市	—	—
こしあぶら	—	H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 盛岡市 H24.5.15~: 釜石市 H24.5.18~: 住田町	H24.5.7~: 豊巒市、栗原市 H24.5.9~: 大崎市、南三陸町 H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.12~: 大崎市、栗原市	H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
さんしょう(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
せり(野生のものに限る。)	—	H24.5.30~: 一関市、奥州市	—	—	—
ぜんまい	—	H24.5.16~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 住田町	H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17~: 大崎市	—	—
たらのめ(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.18~: 奥州市、隆前高田市	—	—	—
イシガレイ	—	—	—	—	最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
クロダイ	—	—	—	—	H24.6.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
スズキ	—	—	—	—	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
シロメバル	—	—	—	—	H24.4.13~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
二べ	—	—	—	—	H24.4.17~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
ヒラメ	—	—	—	—	H24.4.17~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
マダラ	H24.8.27~: 青森県東温村尻屋崎地灯台と北海道函館市室山灯台とを結ぶ線、函館の中心点の正東の線、北海道えりも町櫻臺灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上宮城岩手県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線に沿う宮城岩手県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	H24.5.2~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接続的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	—	
ヒガングフ	—	—	—	—	H24.5.8~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
コモンカスベ	—	—	—	—	H24.6.1~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的経游水域の外縁線、最大高潮時海岸線に沿う宮城茨城両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
アメリカナマズ(養殖を除く。)	—	—	—	—	H24.4.17~: カニの潮沼に流入する河川並びに常陸利根川

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月27日現在

		出荷制限			
		青森県	岩手県	宮城県	茨城県
ギンブナ	—	—	—	—	■ 鶴ヶ浦、北浦及び外渡瀬浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)
ウナギ	—	—	—	—	■ 鶴ヶ浦、北浦及び外渡瀬浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の利根川(支流を含む。)
ヤマメ(養殖を除く。)	—	—	—	■ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	—
水産物 イワナ(養殖を除く。)	—	■ H24.5.8~: 鶴井川(支流を含む。) 及び砂鉄川(支流を含む。)		■ 大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。) 及び名取川の鈴保大橋の上流(支流を含む。)	H24.5.14~: 大倉川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。) 及び松川(支流を含む。) 三波川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。) 及び松川(支流を含む。) ただし、利根川及びその支流並びに利根川4号堰堤の上流を除く。)
				■ 江合川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。) 及び二追川のうち荒坂沢ダムの上流(支流を含む。) 一追川のうち花山ダムの上流(支流を含む。) 及び赤石川のうち豊沢ダムの上流(支流を含む。)	H24.5.24~: 江合川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。) 及び利根川及びその支流並びに利根川4号堰堤の上流を除く。)
				■ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	H24.5.28~: 江合川のうち鳩子ダムの上流(支流を含む。) 及び二追川のうち荒坂沢ダムの上流(支流を含む。) 一追川のうち花山ダムの上流(支流を含む。) 及び赤石川のうち豊沢ダムの上流(支流を含む。)
		■ H24.5.11~: 岩手県内の大川(支流を含む。) 及び宮県内の北上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。) ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入船ダムの上流、阿賀ダムの上流、外山ダムの上流、田淵ダムの上流、網代ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)		■ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	H24.6.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
ウグイ	—	■ H24.6.12~: 気仙川(支流を含む。)		■ 宮城県内の北上川(支流を含む。)	H24.6.18~: 宮城県内の大川(支流を含む。)
肉 牛の肉	—	■ H23.8.1~: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づきH23.8.25一部解除: 管理される牛を除く。)		■ 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づきH23.8.19一部解除: 管理される牛を除く。)	H23.7.28~: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づきH23.8.19一部解除: 管理される牛を除く。)
	—	■ H24.5.22~: 久田市、丸森町、山元町		■ 宮城県内の北上川(支流を含む。)	H23.12.2~: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づきH23.12.21一部解除: 管理されるイノシシの肉を除く。)
	—	■ H24.6.25~: 全域		■ 全域 (上記地図を除く。)	H24.6.25~: 全域 (上記地図を除く。)
	—	■ H24.7.26~: 全域		■ 全域 (上記地図を除く。)	H23.8.2~: 以下の地域以外 H23.6.2~10.16解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2~H24.4.9解除: 大子町 H23.6.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2~H24.6.5解除: 鮫田市 H23.6.2~H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市
その他 茶	—			—	

* ■ の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月27日現在

		出荷制限			
		栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県
原乳		—	—	—	—
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ カキナ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域 H23.3.21~4.14解除: 全域	H23.3.21~4.8解除: 全域 — H23.3.21~4.8解除: 全域	H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町 — —	— — —
バセリ		—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市 —	—
セルリー		—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市 H23.4.4~4.22解除: 旭市	—
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7~: 鹿沼市 H24.8.10~: 矢板市 H24.8.15~: 那須町	—	—	—
タケノコ		H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 矢板市	—	H24.4.5~: 市原市、木更津市 H24.4.8~: 我孫子市、栄町 H24.4.11~: 柏市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 鹿沼市 H24.4.15~: 宮山町	—
原木シイタケ(露地栽培)		H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13~: 栃木市、壬生町	—	H23.10.11~: 我孫子市、葛飾市 H23.11.18~: 流山市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.10~: 山武市	—
野菜		H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 芳賀町、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.5.29~: さくら市 H24.6.4~: 鹿沼市 H24.6.28~: 壬生町	—	H24.5.10~: 山武市	—
原木シイタケ(施設栽培)		H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町、高根沢町	—	—	—
原木クリタケ(露地栽培)		H23.11.14~: 那須塩原市、日光市	—	—	—
原木ナメコ(露地栽培)		H24.5.1~: 大田原市、那須町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—
<さてつ(ごみ)		H24.5.1~: 大田原市、那須町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—
こあぶら		H24.5.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.7~: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.15~: さくら市(野生のものに限る。)	—	—	—
さんしょう(野生のものに限る。)		H24.5.1~: 宇都宮市、日光市 H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市	—	—	—
せり(野生のものに限る。)		—	—	—	—
ぜんまい		H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。)	—	—	—
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.5.1~: 那須町 H24.5.2~: 市貝町	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市	—	—	—
イシガレイ		—	—	—	—
クロダイ		—	—	—	—
スズキ		—	—	—	—
シロメバル		—	—	—	—
ニベ		—	—	—	—
水産物	ヒラメ	—	—	—	—
マダラ		—	—	—	—
ヒガング		—	—	—	—
コモンカスベ		—	—	—	—
アメリカナマズ(養殖を除く。)		—	—	—	—

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月27日現在

	出荷制限			
	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県
ギンブナ	—	—	H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	—
ウナギ	—	—	—	—
ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、荒川との合流点から下流の部分に限る。H24.8.10～：	H24.4.27～：香妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所香妻川取水口までの区間(支流を含む。)、利根川(支流を含む。)、小川川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)	—	—
水産物 イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	香妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所香妻川取水口までの区間(支流を含む。)、利根川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)	—	—
			—	—
ウグイ	H24.5.7～：大津川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)、利根川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川(利根川との合流点の上流。(支流を含む。)ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)(養殖を除く。) H24.5.30～：荒井川(支流を含む。)(養殖を除く。)	—	—	—
肉 牛の肉	H23.8.2～：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき解除される牛を除く。) H23.8.29～部解除。	—	—	—
		—	—	—
		—	—	—
イノシシの肉	H23.12.2～：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.5～部解除。	—	—	—
		—	—	—
クマの肉 シカの肉	H23.12.2～：金城	—	—	—
その他 茶	H23.6.2～：鴻沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市	H23.6.30～：渋川市 H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市	H23.6.2～：成田市 H23.6.2～9.7解除：大網白里町 H23.6.2～9.12解除：南足柄市	H23.6.2～：湯河原町 H23.6.2～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町

* [] の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年8月27日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物		H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
		H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象